平成２６年（フ）第１７４号
兵庫県三田市大川瀬1473の29グリーンライフ前田初子方、住民票上の住所兵庫県西宮市上甲子園４丁目10番20号
債務者　松本　茂雄
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津久井　進
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年７月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２８５号
さいたま市西区大字指扇2783番地５、旧住所さいたま市南区大字円正寺61番地５
債務者　松本　成人
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武藤　進
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月22日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年７月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５５号
奈良市四条大路１丁目８番30号　アメニティプラザＭ１号、住民票上の住所奈良県葛城市加守619番地
債務者　杉岡　隆
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口　宗彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月９日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成26年７月９日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１６１号
兵庫県尼崎市西昆陽１丁目12番14号
債務者　島崎夫美代
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森川太一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年７月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第７７３号
札幌市中央区南６条西２丁目５番地15　ＡＭＳＴＯＷＥＲ南６条701号
債務者　八重樫昭彦
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡　能史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月22日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６０６号
名古屋市瑞穂区本願寺町１丁目35番地　シャンボール近藤Ⅱ２Ａ号
債務者　田島　信之
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上村　文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月30日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３８号
北九州市門司区寺内５丁目６番３号
債務者　山根　克美
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平山　博久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月30日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２８５号
京都市東山区宮川筋６丁目377番地　若葉ハイツ２－Ｂ、前住所京都市東山区三条通神宮道東入３丁目東町227番地の１　イーストハイツ503号
債務者　スナックラウンジ七尾こと　山根如意る
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋山　健司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月６日午後４時
5　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６０３号
名古屋市北区西味鋺１丁目901番15　グループホームオアシス、住民票上の住所名古屋市西区大野木４丁目176番地
債務者　中川みさを
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小芝　範明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月７日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成26年７月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３４３号
岩手県滝沢市葉の木沢山31番地37　サンガーデン葉の木Ｂ棟102号
債務者　八戸かおり
1　決定年月日時　平成26年５月２日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　順平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月５日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第５６号
静岡市葵区東草深町19番５―202号、旧住所群馬県前橋市新前橋町16番地10
債務者　新井敬子こと　孫　敬子
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石橋　賢一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１０７号
函館市湯川町３丁目11番10号
債務者　道下　薫
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１１５号
函館市亀田港町33番21号
債務者　菅原　龍士
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１１８号
北海道瀬棚郡今金町字神丘581番地の14
債務者　佐藤　澄子
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第８９４号
大阪市西区本田４丁目２番10―420号
債務者　林　哲也
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９９２号
大阪市東淀川区井高野４丁目６番６―102号、住民票上の住所大阪市東淀川区井高野３丁目11番19―408号
債務者　山内　武
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部